

市営住宅入居申込要領（単身者用）

令和 6 年度 随時募集用

敦賀市建設部住宅政策課

1. 公営住宅入居収入基準額早見表（前年中の総収入金額による）

下表は、申込者がひとり親控除、寡婦控除、障害者控除等の対象者でない場合の収入基準です。

- ▶ 総収入金額は、給与・賞与等の全てを含めた収入金額のことです（≠「所得」額）。
- ▶ 給与収入と年金収入の両方がある場合は、それぞれを所得額に換算して算出した所得月額が、下記の収入基準以下でないと、入居の申込みができません。
- ▶ 前年の1月から申込時までの間に、途中就職・休職・退職した場合は参考になりません。
- ▶ 改良住宅の入居収入基準（114,000円/月 以下）には適用できません。

◎一般世帯の総収入金額

所得月額	年齢	給与収入の場合	年金収入の場合
158,000 円以下	65 歳未満	年収 2,967,999 円 [算定所得年額] 1,994,800 円 [算定所得月額]	年収 3,028,000 円 [算定所得年額] 1,996,000 円 [算定所得月額] 158,000 円
		65 歳以上	年収 157,900 円

◎高齢者・障害者世帯等の総収入金額

所得月額	年齢	給与収入の場合	年金収入の場合
259,000 円以下	65 歳未満	年収 4,563,999 円 [算定所得年額]	年収 4,580,000 円 [算定所得年額]
	及び	3,208,000 円 [算定所得月額]	3,208,000 円 [算定所得月額]
	65 歳以上	259,000 円	259,000 円

2. 申込資格

下記①～⑧の全てに該当することが必要で、非該当がある場合は申込資格がありません。

1 市内に住所を有していること、または市内に就業している(就業予定である)こと。

- ▶ 外国籍の方は、申込時点で在留許可期間が1年以上(中長期在留者や永住者)必要です。

2 次の①～⑨の内、いずれかに該当すること。

- ① 60歳以上の者(単身専用住戸の申込みに限る)。
- ② (1) 身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号表の1級から4級までである者。
(2) 精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する者。
(3) 知的障害の程度が(2)の精神障害の程度に相当する者。
- ③ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者。
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者。
- ⑤ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者。
- ⑥ 海外からの引揚者で、本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」)第1条第2項の被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する者。
(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定(同法第28条の2の規定において読み替えて準用する場合を含む。)による一時保護又は同法第5条の規定(同法第28条の2の規定において読み替えて準用する場合を含む。)による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。
(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定(同法第28条の2の規定において読み替えて準用する場合を含む。)により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。
- ⑨ その他現に単身者で単独生計を営み、原則、自活が可能な者(汎用住戸の申込みに限る)。

3 収入(所得月額)が下記基準額以下であること。

- ▶ 申込者の所得額から控除額を差引いて算出する、所得月額の基準です。
- ▶ **令和5年1月以降**に職場を変更した場合は、申込みの際に、現職場から収入証明書類が取れる方でなければ申込みができません。

◎一般世帯・・・・・・・・・・158,000円以下(改良住宅は114,000円以下)

◎高齢者・障害者世帯等・・・259,000円以下(改良住宅は139,000円以下)

○所得月額の算出方法

所得年額から控除額を差引いた残額の12分の1の額です(下記計算式で算出します)。

所得年額 - 各控除額(下記参照) ÷ 12ヵ月

- ▶ 施行令控除・・・100,000円。給与所得や公的年金等雑所得のある者(所得額が当該額未満の場合は所得額全額)。
- ▶ ひとり親控除・・・350,000円(所得額が当該額未満の場合は所得額全額)。ひとり親で扶養する子がいる場合に控除。
- ▶ 寡婦控除・・・270,000円(所得額が当該額未満の場合は所得額全額)。寡婦に該当する場合に控除。
- ▶ 障害者控除・・・270,000円。障害者(身体障害3～6級)に該当する場合に追加控除。
- ▶ 特別障害者控除・・・400,000円。重度障害者(身体障害1～2級)に該当する場合に追加控除。

4 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- ▶ 入居しようとする方に持ち家がある場合や、現に(扶養されている)同居親族がありながら不自然に別居して入居しようとする場合は、申込みができません。

5 市税等を滞納していないこと。

- ▶ 入居しようとする方は市外在住の方も含め、現居住地での市税等の完納が必要です。

6 申込者が暴力団員ではないこと。

7 連帯保証人(1人)及び身元引受人(1人)があること。

- ▶ 連帯保証人となれる方は、入居の申込みをする方と同程度以上の収入がある方で、かつ、原則として市内在住の、市営住宅入居者以外の方です。
- ▶ 特に、身元引受人については、原則として申込者の親族である市内在住の方で、市営住宅入居者以外の方にさせていただく必要があります。
- ▶ 連帯保証人が申込者の親族である場合は、身元引受人と兼ねることができます。

8 市営住宅管理条例・同条例施行規則を厳守し、健全な共同生活を円満に営むこと。

- ▶ 市営住宅家賃等の未払いがある、迷惑行為等で行政処分経験がある方は申込みできません。

3. 必要書類

入居を申込まれる方には、下記の書類を提出(提示)していただきます。申込資格確認のために、他にも証明書等を提出いただく場合があります。書類不備の場合は、受け付けできません。

【提出(提示)必須書類】

◎敦賀市営住宅入居申込書 ⇒ 住宅政策課で配布

◎市営住宅補充募集申込者居住状況調書(単身者用) ⇒ 住宅政策課で配布

◎令和5年度所得証明書 ⇒ 居住地の税務担当課等で発行

◎令和5年分源泉徴収票または確定申告書の控え ⇒ 就業先から発行または自身で保管

- ▶ 令和5年1月以降に職場を変更した場合は、退職及び収入の(見込)証明書類等も必要。

◎住民票(謄本) ⇒ 居住地の住民担当課等で発行

- ▶ 申込者と、現に同居中の方全員分の住民票(世帯主・続柄・筆頭者・本籍を省略しないこと)。

◎戸籍謄本 ⇒ 本籍地の住民担当課等で発行

◎健康保険被保険者証 ⇒ 申込者が持参

◎単身入居の申込みに係る入居資格認定のための申立書 ⇒ 住宅政策課で配布

【該当者のみ提出(提示)書類】

○令和5年分年金源泉徴収票または支払通知書 ⇒ 公的年金は年金事務所で発行

- ▶ 申込者が各種年金、恩給等を受けている場合は提出。

○納税(完納)証明書または非課税証明書 ⇒ 居住地の税務担当課等で発行

- ▶ 市内在住の場合は不要。市外在住の場合は、居住地の税務担当課からの取り寄せが必要。

- ▶ 申込時点で納期が過ぎた市県民税(住民税)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付状況を確認します(「分納中」は「市税等を滞納していない」ことになりません)。

○就業状況証明書 ⇒ 住宅政策課で様式を配布

- ▶ 申込者が市外在住の場合、市内に就業している(内定)証明のため、就業先で記入の上提出。

○収入(見込)証明書及び就業状況(退職)証明書 ⇒ 別紙「就業状況チェックシート」参照

○身体障害者手帳 ⇒ 申込者が持参

- ▶ 申込者が障害者認定を受けている場合は提示。

○在留カード ⇒ 該当する方(入居する予定の外国籍の方)のものを持参

- ▶ 更新中の場合は、手続書類の写し等の更新期間が確認できる書類等を提出。

○その他書類 ⇒ 現住居からの立退きを請求されている場合等に提出。

4. 入居申込と入居決定について

入居を申込まれる方は、必要書類と印鑑をご持参のうえ、市役所3階住宅政策課にて申込みをしてください。入居者は、申込み順に先着で決定となります。また、一度市で受け付けした書類(所得証明書、住民票、戸籍謄本等の添付書類を含む)は全て公文書の扱いとなり返却できませんので、予め了承の上、申込みする方各自で写しを取っておくなどして対応ください。

- ▶ 市役所開庁日(土・日・祝日以外)の8:30~17:15に受け付けします。
- ▶ 申込書類は、原則として申込者本人が提出してください。止むを得ず代理の方が提出された場合は、後日に申込者の方に住宅政策課窓口までお越しいただく場合があります。
- ▶ 申込書類の受け付け後、入居資格を審査し、速やかに入居の可否を電話でお知らせします。

5. 入居予定日

入居が決定した場合は、決定の通知から10日以内に入居していただきます。

- ▶ 上記は「入居手続き」の期間であり、この期間中に引越し作業を完了しなければならないという訳ではありません。
- ▶ 入居時には、契約書類及び身元引受人届出書を提出し、敷金(家賃の3ヵ月分)及び当月分の家賃を納付してください。
- ▶ 特段の理由無く、入居決定から10日以内に入居手続きが完了しない場合は入居の決定を取り消しますので予めご承知ください。